官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一二）　二
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一三）　二
〔省　令〕
○令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（**総務**五六）　二
○令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（**同**五七）　三
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**三六）　五
〔法規的告示〕
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**総務**一六六）　六
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一六七）　七
〔その他告示〕
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**農林水産**四七六）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、給食費負担軽減交付金を追加する。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百十三号）（財務省）

1　政府が、地震保険契約による保険責任を再保険する保険会社等との間に締結する再保険契約は、一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によって支払われるべき保険金の合計額が二千百九十九億円を超える場合に、二千百九十九億円を超え五千七百六十九億円以下の部分については百分の五十、五千七百六十九億円を超える部分については十一万四千二百三十一分の十一万三千七百六十八（その超える部分の金額が一定の金額を超える場合には、別に定める割合）を政府が支払うべきことを約するものとする。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四号」を「第二百五号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百五　給食費負担軽減交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十三号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千九百十三億円」を「二千百九十九億円」に、「四千百五億円」を「五千七百六十九億円」に、「十一万五千八百九十五分の十一万五千五百四十七」を「十一万四千二百三十一分の十一万三千七百六十八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第五十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　令和八年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の令和七年度分の普通交付税の額に〇・二四八九七八七六三四を乗じて得た額とする。ただし、令和八年度において交付すべき普通交付税の額が令和七年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は令和七年度においては普通交付税の交付を受けたが、令和八年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、令和八年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における令和七年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二　廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る令和七年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の令和七年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の令和七年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額から当該額を当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の令和七年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十七号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第五条第二項の規定に基づき、令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　総務大臣　林　芳正

令和八年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　令和八年四月において各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この条において「法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、令和七年度分の住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号。以下「地方交付税法等改正法」という。）第四条の規定による改正前の法第二条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金をいう。次条において同じ。）の額に〇・四六九八六九二四三九を乗じて得た額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、令和八年度において交付すべき地方特例交付金の額が令和七年度分の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

一　都道府県　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号。以下「普通交付税省令」という。）第23条の２に定める軽油引取税に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第24条第２項に定める自動車税の環境性能割に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

C　普通交付税省令第29条に定める地方揮発油譲与税に係る当該都道府県の令和７年度の基準税額

α　0.3182625836

β　0.6803233717

γ　0.0696931429

二　指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma+D\times\delta$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る当該指定市の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条に定める軽油引取税交付金に係る当該指定市の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第38条の２第１号に定める環境性能割交付金に係る当該指定市の令和７年度の基準額

D　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る当該指定市の令和７年度の基準税額

α　0.5823979095

β　0.3182625836

γ　0.6803233717

δ　0.0696931429

三　指定市以外の市町村　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る当該市町村の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条の２第２号に定める環境性能割交付金に係る当該市町村の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る当該市町村の令和７年度の基準税額

α　0.5823979095

β　0.6803233717

γ　0.0696931429

四　特別区　次の算式により算定した額

算式

$A\times\alpha\times\alpha'+B\times\beta\times\beta'+C\times\gamma\times\gamma'$

算式の符号

A　普通交付税省令第33条第２項に定める軽自動車税の環境性能割に係る特別区の令和７年度の基準税額

B　普通交付税省令第38条の２第２号に定める環境性能割交付金に係る特別区の令和７年度の基準額

C　普通交付税省令第39条に定める地方揮発油譲与税に係る特別区の令和７年度の基準税額

α　別表第１に定める各特別区ごとの率
α′　0.5823979095
β　別表第２に定める各特別区ごとの率
β′　0.6803233717
γ　別表第３に定める各特別区ごとの率
γ′　0.0696931429

２　前項の場合において、令和八年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金の額と前項の規定により算定した各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、令和八年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前条の算定に用いる令和七年度の基準税額、基準額又は住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額（以下この条において「基準税額等」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度の基準税額等とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る令和七年度の基準税額等は、当該廃置分合前の地方公共団体の令和七年度の基準税額等を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体において算定すべきであった基準税額等に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の令和七年度の基準税額等は、当該境界変更前の地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等から当該額を当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体において算定すべきであった基準税額等に按分した額のうち、当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の令和七年度の基準税額等は、その地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条の場合において、算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、令和八年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により算定した第一条第一項各号に定める額は、地方交付税法等改正法附則第七条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額とみなす。

（地方特例交付金に関する省令の一部改正）

第三条　地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

２　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）附則第七条第二項の場合において、令和八年度の地方特例交付金総額の二分の一の額と同項の規定により算定した各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

別表第一

区分	率
千代田区	0.0057722686
中央区	0.0093515955
港区	0.0138229664
新宿区	0.0215056961
文京区	0.0126075564
台東区	0.0151833336
墨田区	0.0255459124
江東区	0.0458064636
品川区	0.0304335706
目黒区	0.0169562713
大田区	0.0844579903
世田谷区	0.0844431229
渋谷区	0.0148711182
中野区	0.0256722853
杉並区	0.0556932855
豊島区	0.0204798454
北区	0.0332289970
荒川区	0.0198665651
板橋区	0.0661636529
練馬区	0.1080005203
足立区	0.1224070322
葛飾区	0.0706350239
江戸川区	0.0969949265

別表第二

区分	率
千代田区	0.0217898251
中央区	0.0275076498
港区	0.0319294373

新宿区	0.0347490585
文京区	0.0193918146
台東区	0.0249294696
墨田区	0.0274511617
江東区	0.0487781489
品川区	0.0386396757
目黒区	0.0272871640
大田区	0.0745932060
世田谷区	0.0919450718
渋谷区	0.0290594779
中野区	0.0307983088
杉並区	0.0535005988
豊島区	0.0314226389
北区	0.0336518685
荒川区	0.0201268431
板橋区	0.0581613218
練馬区	0.0736021589
足立区	0.0750437441
葛飾区	0.0496159038
江戸川区	0.0760254524

別表第三

区分	率
千代田区	0.0215378773
中央区	0.0271662049
港区	0.0316704818
新宿区	0.0348542457
文京区	0.0194509525
台東区	0.0248986665
墨田区	0.0274012419
江東区	0.0489977289
品川区	0.0386857069
目黒区	0.0273791137
大田区	0.0745874518
世田谷区	0.0920166677
渋谷区	0.0290453044
中野区	0.0309668661
杉並区	0.0537540874
豊島区	0.0315236584
北区	0.0336159658
荒川区	0.0201617449
板橋区	0.0580583137
練馬区	0.0737068108
足立区	0.0750703840
葛飾区	0.0495455504
江戸川区	0.0759049745

○財務省令第三十六号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆四千二百三十一億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち五千七百六十九億円を超える部分の金額から四百六十三億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。	（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆五千八百九十五億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち四千百五億円を超える部分の金額から三百四十八億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

法規的告示

○総務省告示第百六十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和八年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに掲げる各総額の合計額に、千分の三十九・九を乗じて得た金額とする。	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和七年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからヘまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十一・五を乗じて得た金額とする。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行する。

二　この告示による改正後の規定は、令和八年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第百六十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和八年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の三十九・九を乗じて得た金額とする。	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和七年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十一・五を乗じて得た金額とする。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行する。

二　この告示による改正後の規定は、令和八年四月以降の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

その他告示

○農林水産省告示第四百七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
農業農村整備事業費補助 国内食料供給対策事業費補助金（福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業費に係るものに限る。） 食料自給力確保対策事業費補助金（原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業費に係るものに限る。）		農業農村整備事業費補助 （新設） （新設）	
（略）		（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第八百九十九号の規定は、令和八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。